



## ( 注 意 事 項 )

- ① 申出が不当な目的によることが明らかなき又は、閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用される恐れのあるときは、申出に応じられません。(住民基本台帳法第11条の2第8項)
- ② 偽り、その他不正な手段によって閲覧を行ったときは、30万円以下の過料に処せられます。(住民基本台帳法第50条)
- ③ 閲覧の申出に際しては、別に定める「住民基本台帳閲覧誓約書(様式第2号)」に記名押印し提出してください。
- ④ 閲覧者の守るべき事項を記載した「同意書(様式第3号)」に記名押印し提出してください。
- ⑤ 申出事由を明らかにする観点から、申出事由に係る調査や案内等の概要が分かる資料、(どういった成果物を予定しているかを含む。)閲覧者の本人確認ができる書類、閲覧に関する委託契約書又は法人登記簿等の提出がない場合は、申出に応じられません。
- ⑥ 転記には、別にお渡しする「閲覧転記用紙」を使用してください。
- ⑦ 特別な請求がない限り、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者で支援措置を講じているものを含まない申出であるとみなします。
- ⑧ 閲覧終了後、閲覧により個人情報を転記した内容について、確認を行うためコピーを取らせていただきます。
- ⑨ 閲覧時間手数料算出については、閲覧席に着いた時が開始となり、閲覧転記終了を係員に告げた時が終了です。閲覧者の都合での退席は、時間手数料算出の対象です。ただし、正午から午後1時の1時間は、除きます。